

## <CSAMのない世界を目指して>

児童ポルノから<sup>シーサム</sup>CSAM(児童性的虐待画像)へ

---

2024年11月5日

①実在する児童の画像(実写)の限界

②用語の変用

## 2. 児童ポルノ禁止法の限界

表現の自由  
との問題

児童ポルノ禁止法	実在	疑似		仮想
		実在児童	児童でない	
マンガ	違法	違法	○	○
イラスト	違法	違法	○	○
写真	違法	違法	○	○
動画	違法	違法	○	○
生成AIによるコンテンツ	違法 但し、立件困難	違法 但し、立件困難	○	○

法律	立法の種類	法益	刑罰
児童ポルノ禁止法	議員立法	個人的法益	5年以下の懲役若しくは500万円以下の罰金、若しくはこれらの併科、又は3年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金(7条)
刑法(わいせつ罪)	内閣提出法案	社会的法益	3年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金

- ① 性交同意年齢の違い。
- ② 性的に刺激する子どもの描写の違い。
- ③ 実写、擬似、仮想の違い。

## 4. G7諸国における定義比較

国名	年齢	実在児童	アニメ・マンガ	CG等見分け不可なもの	法律
カナダ	18歳未満	違法	違法	違法	刑法
フランス	18歳未満	違法	違法	違法	刑法
ドイツ	14歳未満 ※14歳以上18歳未満は青少年ポルノ	違法	違法	違法	刑法
イタリア	18歳未満	違法	違法	違法	刑法
日本	18歳未満	違法	合法	合法	児童ポルノ禁止法
英国	18歳未満	違法	違法	違法	児童保護法(1978年)、刑事裁判法第160条(1988年)、刑事裁判法及び公的秩序法(1994年)、性犯罪法(2003年)、刑事裁判及び移民法(2008年)、検死官及び刑事司法改革法(2009年)、性犯罪者法(2003年)
米国	18歳未満	違法	合法(但し、猥褻物は違法)	合法(但し、猥褻物は違法)	連邦法典

## 5. 用語「児童ポルノ」の問題点

- ① 「児童ポルノ」という用語は、素材の本質を語ることができず、子どもの視点からは虐待の深刻さを損ねてしまう。
- ② 「ポルノ」は、大人が性的な快楽を目的にして、同意に基づく性行為を表現したものである。「ポルノ」を子どもの文脈で使用することは、子どもの性的虐待・搾取を標準化し、矮小化し、正当化してしまう虞がある。
- ③ 「児童ポルノ」は同意の意味を含むが、子どもは法的に同意を与えることはできない。

<https://www.inhope.org/EN/articles/child-sexual-abuse-material>

## 6. 「児童ポルノ」から「CSAM」へ

シーサム

2007年

- 欧州評議会「子どもの性的搾取及び性的虐待からの保護条約(ランサローテ条約)」

2016年

- 「ルクセンブルク・ガイドライン」

<https://ecpat.org/luxembourg-guidelines/>

2023年

- G7広島首相コミュニケ

<https://www.mofa.go.jp/files/100507035.pdf> (第38項と第48項)

- 「ネット上の子どもの性的虐待表現物(CSAM)の削除:行動呼びかけ」(国連薬物犯罪事務所(UNDOC)・英国政府共催「インターネットからのCSAMの削除」に関する専門家会合)

[https://www.unodc.org/unodc/en/justice-and-prison-reform/endvac\\_egm\\_csam-removal\\_june-2023.html](https://www.unodc.org/unodc/en/justice-and-prison-reform/endvac_egm_csam-removal_june-2023.html)

2024年

- 欧州連合「児童の性的搾取・児童ポルノ等の対策強化指令」(継続中)
- 国連「サイバー犯罪条約」(審議中)

# シーサム

## 7. CSAM (児童性的虐待画像) の定義

各組織	定義・説明
Google	露骨な性的行為に関与する未成年者を扱った写真、動画、コンピュータ生成による画像などの(ただしこれらに限定されない)あらゆる映像描写が該当します。 →米国合衆国法典に規定された「児童ポルノ」を準用
Zoom	児童に対する性的な虐待またはアクティビティを描写または促進するコンテンツ。
<p>(新)国連サイバー犯罪条約</p> <p>①本年8月9日、草案合意(副議長:日本)</p> <p>②本年9月国連総会に提案</p> <p>訳:平野裕二氏</p>	<p><a href="https://documents.un.org/doc/undoc/gen/v24/055/06/pdf/v2405506.pdf">https://documents.un.org/doc/undoc/gen/v24/055/06/pdf/v2405506.pdf</a></p> <p>第14条</p> <p>2. 本条の適用上、「<b>子どもの性的虐待表現物または子どもの性的搾取表現物</b>」とは、次のいずれかに該当する子どもを表現する視覚的表現物を含むものとし、かつ、文章または音声によるコンテンツを含むことができる。</p> <p>(a) 現実のまたは擬似の性的活動に従事する子ども。</p> <p>(b) いずれかの性的活動に従事する者の面前にいる子ども。</p> <p>(c) その性的部位が主として性的目的で示されている子ども。</p> <p>(d) 拷問または残虐な、非人道的なもしくは品位を傷つける取扱いもしくは処罰の対象とされる子ども(当該表現物が性的な性質のものである場合)。</p> <p>3. 締約国は、第2項に掲げた表現物を次のいずれかの表現物に限定するよう求めることができる。</p> <p>(a) 実在の子どもを表現するもの。</p> <p>(b) 子どもの性的虐待または子どもの性的搾取を視覚的に表現するもの。</p>



## シーサム 8. CSAMは虐待

児童ポルノ = 記録媒体

CSAM = 性的虐待、心理的虐待

### 児童虐待防止法

第二条 この法律において、「児童虐待」とは、保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護するものをいう。以下同じ。）がその監護する児童（十八歳に満たない者をいう。以下同じ。）について行う次に掲げる行為をいう。

一 児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。【身体的虐待】

二 児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること。【性的虐待】

三 児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、保護者以外の同居人による前二号又は次号に掲げる行為と同様の行為の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること。【ネグレクト】

四 児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力（配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）の身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすもの及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。）その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。【心理的虐待】

画像も既に心身に有害な影響を及ぼしている！

各組織	定義・説明
米国合衆国法典 (1996年)	<p>電子的、機械的又はその他の方法により製作され、又は製造されたかにかかわらず、写真、フィルム、ビデオ、絵画又はコンピューターの若しくはコンピューター処理された画像若しくは絵画を含む、次の各目のいずれかに該当する性的に露骨な行為の視覚的描写をいう。</p> <p>(A) 当該視覚的描写の製造が、性的に露骨な行為を行う未成年者の使用を伴うもの</p> <p>(B) 当該視覚的描写が、デジタル画像、コンピューター画像又はコンピューター処理された画像であって、性的に露骨な行為を行っている未成年者のものであるか、それと見分けがつかない形態であるもの</p> <p>(C) 当該視覚的描写が、身元を特定し得る未成年者が性的に露骨な行為を行っているように見えるように、創作され、翻案され又は修正されているもの</p> <p>(第2256条)</p>

## (参考) 児童ポルノの定義の歴史

各組織	定義・説明
ILO・最悪形態の児童労働条約(1999年)	「最悪の形態の児童労働」とは、・・・売春、ポルノの製造又はわいせつな演技のために児童を使用し、あっせんし、又は提供すること。(第3条(b))
国連・児童の売買等に関する児童の権利条約選択議定書(2000年)	現実の若しくは擬似のあからさまな性的な行為を行う児童のあらゆる表現(手段のいかなを問わない。)又は主として性的な目的のために児童の身体の性的な部位のあらゆる表現をいう。(第2条3項)
欧州評議会・サイバー犯罪条約(ブダペスト協約)(2001年)	次のものを視覚的に描写するポルノをいう。(a)性的にあからさまな行為を行う未成年者、(b)性的にあからさまな行為を行う未成年者であると外見上認められる者、(c)性的にあからさまな行為を行う未成年者を表現する写實的影像(第9条2項)
欧州評議会・子どもの性的搾取及び性的虐待からの保護条約(ランサローテ条約)(2007年)	any material that visually depicts a child engaged in real or simulated sexually explicit conduct or any depiction of a child's sexual organs for primarily sexual purposes.(第20条2項)

各組織	定義・説明
ルクセンブルク・ガイドライン(2016年)	ECPATが調整して、国際機関や国際NGOなどと用語の統一化を図った。
欧州連合・児童の性的搾取・児童ポルノ等の対策強化指令(継続中)	(i) any material that visually depicts a child engaged in real or simulated sexually explicit conduct; (ii) any depiction of the sexual organs of a child for primarily sexual purposes; (iii) any material that visually depicts any person appearing to be a child engaged in real or simulated sexually explicit conduct or any depiction of the sexual organs of any person appearing to be a child, for primarily sexual purposes; or (iv) realistic images of a child engaged in sexually explicit conduct or realistic images of the sexual organs of a child, for primarily sexual purposes; (第2条(c))